

# 第16回 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会開催



2021年11月12日(金)名古屋市のKKRホテル名古屋3階 芙蓉の間で第16回 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会が開催された。全国の防犯設備士(業)協会からは22協会の方々に参加いただいた。また、警察庁、愛知県警察本部、愛知県セルフガード協会からも多数のご来賓の方々の出席を賜り、オブザーバーとして、総合防犯設備士の方々、運営幹事会の方々にも多数ご出席いただき、本会議出席総数は70名であった。

第一部本会議では当協会の片岡代表理事からの開会挨拶に続き、ご来賓を代表して、警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官 今井 俊博様、愛知県警察本部生活安全部長 岸本 一也様よりご挨拶をいただいた。

その後報告事項に移り、以下の4項目について報告された。

- ①防犯設備士養成講習・資格認定試験の状況  
公益社団法人日本防犯設備協会 制度事業担当  
部長 伊藤 広より報告
- ②防犯設備士資格の更新講習方式導入の 2021年度  
試行状況  
公益社団法人日本防犯設備協会 制度事業担当



司会：塩野谷制度事業担当部長

部長 伊藤 広より報告

NPO法人大阪府防犯設備協会 理事長 平野  
富義様、NPO法人兵庫防犯設備協会専務理事  
島田 清様より補足説明

## ③防犯優良住宅認定事業について

公益社団法人日本防犯設備協会 制度事業担当  
部長 塩野谷 和重より報告

## ④日本防犯設備協会助成金交付事業について

公益社団法人日本防犯設備協会 事務局長 高橋  
俊雄より報告

その後活発な質疑応答を行った。

休憩を挟み、地域協会の紹介と活動トピックスとして開催地の愛知県セルフガード協会、富山県防犯設備協会そしてNPO法人 三重県防犯設備協会の3協会より協会の紹介と活動報告がなされ、次回の全国大会の開催地が東京都に決定した。

第二部講演会は、同じ会場にて、個人情報保護委員会事務局 企画官 矢田 晴之様より「個人情報保護制度の最近の動向について」と題して講演があった。

なお、懇親会はコロナ禍により中止となった。



高橋事務局長

## 開会の挨拶

公益社団法人 日本防犯設備協会 代表理事 片岡 義篤

本日は、第16回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会開催にあたり、大変お忙しい中、警察庁から今井都市防犯対策官、地元愛知県警察からは岸本生活安全部長、愛知県防犯協会連合会からは鈴木専務理事にご出席をいただきおり、誠にありがとうございます。また、地域協会からは22の協会の代表の方にご出席をいただいている。ありがとうございます。皆様方には、平素から日本防犯設備協会の業務各般にわたりまして、ご指導、ご支援をいただきおりまことに対し、厚く御礼申し上げます。

今回の全国大会も昨年に引き続き、コロナ禍での開催ということになりました。最近はコロナの感染状況は落ち着いていますが、予断は許しませんので、今回も感染防止対策としてマスクの着用や消毒の励行等の対応を取らせていただいております。また残念ながら懇親会は今回もなしということにさせていただいております。なにとぞご理解を賜りたく存じます。

さて本日の会議では、当協会の現状と課題について3点申し上げます。最初に、防犯設備士事業についてです。

防犯設備士の資格取得者数は本年11月1日現在で、約3万600人です。総合防犯設備士は424人で、現在年に一度の試験を実施中です。防犯設備士につきましては、コロナ対策の観点から、今年度から養成講習・試験のIT化を行いました。すなわち、養成講習については対面型の集合教育から、非対面、非接触型のオンライン講習に、試験についてはCBT方式の導入です。これにより受験生にとりまして従来と比べて大



変利便性が向上いたしましたので、受験者増、ひいては防犯設備士の増加に期待をしております。

地域協会での更新講習につきましては、本年は関西地区で試行を行うこととし、既に大阪と兵庫で実施いたしました。大変ご苦労様でございました。実施状況につきましては後程ご報告いたしますが、今月下旬に行う京都の結果も踏まえて、次年度以降どうするか検討してまいりたいと考えています。

2つ目は、RBSS事業についてです。平成30年の制度発足10周年を機に、機器の機能・性能をより高度化した内容に認定基準を改正いたしました。令和元年には市場に流通しているアナログHD方式のカメラ、デジタルレコーダ（防犯用）を認定対象に加えました。

今後も防犯カメラ、デジタルレコーダにおいて、新しい機能や方式の製品が開発・販売されることが予想されるところです。特に、今や防犯カメラに画像解析や画像認識技術を応用するのは当然のようになっており、これにAI技術を活用することで認識性能も飛躍的に向上し、高機能化しています。これらの進展に合わせ、

---

RBSS認定の対象に加えていくことで、優良な防犯機器の普及を進めていきたいと考えており、現在警察庁等の関係機関からの情報収集、意見交換を行い、今後のRBSS機能・性能について検討を行っているところです。

防犯カメラシステムは、犯罪抑止と犯罪捜査に大きく貢献しており、これは安全で便利な社会の実現に極めて有用なものです。一方で個人情報やプライバシーの問題などもあります。本日の第二部では、個人情報保護委員会の方に「個人情報保護制度の最近の動向について」ご講演いただきます。また、お手元に「防犯カメラと個人情報保護法の取扱い」の冊子を配布しております。これは、個人情報保護法のガイドラインに関するQ&Aから、防犯カメラに係る部分を抜粋して分かりやすく解説したものです。

当協会は従来から防犯設備士事業を実施している関係で個人情報の取扱いについては格別の注意をしているところですが、今後ともより一層個人情報保護に万全を期する対応をとってまいりたいと考えています。

3つ目は、地域協会の関係です。その1つは、防犯優良住宅認定制度についてです。本年度から総合防犯設備士委員会の中に分科会を設けて、現在本事業を推進しておられる、又はこれからやろうとされている地域協会の皆様に参画していただいて、その普及促進方策を検討しています。その成案を待って日防設として事業支援を強化して参りたいと考えています。

その2つは、地域協会の全県設立に向けた取組みです。本年2月に島根県で設立され、42協会となりました。この1年は、コロナ禍の中での設立支援となり、いろいろと制約が多かったのですが、島根県協会の関係者の方々が熱心に動いていただき、スケジュール通り年度内に設

立されました。未設置県は残り5県となりました。引き続き全県設立に向け注力してまいります。

その3つは、地域協会がその地域の安全安心のために行う各種の防犯活動に要する経費を助成する制度についてです。地域協会では、地域住民に対する防犯セミナーや防犯イベントの開催など、防犯設備や犯罪に関する情報発信、啓発活動等を行っておられます。その活動を支援するため、経費の一部を助成しようとするものです。本年度から実施しており、後ほど実施状況を報告させていただきますが、ご関心のある協会には是非活用のほどお願い申し上げます。

以上、当協会の現状と課題につきまして3点申し上げました。日本防犯設備協会は、地域に根差した更なる安全安心まちづくりの推進を図るため、地域協会の皆様と今後とも情報の共有を図り、一層の連携を強化して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本大会の成功とご参加の皆様のご発展、ご健勝を祈念して私のあいさつといたします。ありがとうございました。

## 開催地協会のご挨拶

愛知県セルフガード協会 会長 市川 周作 様

ただいまご紹介いただきました、愛知県セルフガード協会 会長の市川でございます。

本日は第 16 回 都道府県防犯設備士協会 全国大会の開催、誠におめでとうございます。ようこそ名古屋へお越しいただきました。

開催地の協会を代表しまして一言ご挨拶させていただきます。

本日は、警察庁より、生活安全局 生活安全企画課 今井都市防犯対策官、愛知県警察本部より、岸本生活安全部長や幹部の皆様、愛知県防犯協会連合会より、鈴木専務理事を始め、多くの来賓の皆様のご臨席を賜りました。誠にありがとうございます。

また、日本防犯設備協会様におかれましては、日頃より、安全で安心に暮らせる社会の実現に向けて、防犯機器・防犯設備の普及や、防犯設備士の認定・育成、及び我々地域協会の活動の支援など、多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

私ども愛知県セルフガード協会は、愛知県警察本部生活安全部様のご指導の下、平成 14 年 8 月に設立され、20 年目を迎えました。

会員といたしましては、愛知県内に所在する、防犯に係わるメーカー、施工会社や販売会社、流通商社などの事業所、団体、及び個人会員で構成され、現在の会員数は、110 会員となっております。また、防犯講演や防犯診断等の啓発活動で活躍いただいている「防犯設備アドバイザー」につきましては 65 名となっております。

愛知県の住宅対象侵入盗の認知件数は、平成 19 年から 12 年連続で全国ワースト 1 位が続いておりましたが、令和元年はワースト 5 位、令和 2 年はワースト 6 位と減少傾向にあります。



これもひとえに愛知県警の皆様のご努力のたまものと敬意を表すとともに、当協会の皆様、とりわけ防犯設備アドバイザーの皆様のご活躍が少なからず寄与したのではないかと感じています。

昨年のコロナ禍においては、防犯講演や防犯機器の展示会等のイベントを全く開催することができず、当協会の活動も停滞しておりましたが、今年度は、愛知県警様の新しい取組みである「まちの防犯診断」に参画させていただき、お蔭様で大変活発に活動させていただいております。

「まちの防犯診断」の詳細につきましては、後ほど事務局より、事例発表の中で詳しく報告させていただきますので宜しくお願い致します。

愛知県セルフガード協会は、今後も『自分の身は自分で守る』というセルフガードの考えを定着させ、「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」まちづくりに一層貢献してまいります。

最後に、日本防犯設備協会様及び、全国の地域協会様の益々のご発展と、本日ご出席の皆様方のご健勝をご祈念申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

## 来賓のご挨拶

警察庁生活安全企画課 都市防犯対策官 今井 俊博 様

ただいま御紹介いただきました、警察庁生活安全企画課、都市防犯対策官の今井でございます。

本年も都道府県防犯設備士（業）協会全国大会にお招きいただき、ありがとうございます。

全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の皆様には、平素より警察行政各般にわたり、御理解と御協力をいただきしておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、三密を避けるといった生活様式の変化が求められるなど、社会が大きく揺れ動いておりますが、国民生活に身近なところでは、休業中の店舗を狙う侵入盗の被害や、ワクチン接種を騙る詐欺事案など、コロナの混乱に乗じた犯罪の発生も見られております。

このような社会情勢の中、国民一人ひとりが日常生活を送る上で、安全安心の確保が重要であることは言うまでもありません。

昨近の治安情勢につきましては、コロナ禍という社会の混乱の中でも、幸いにも刑法犯認知件数は減少を続け、令和2年中の認知件数は一昨年に引き続き戦後最少を更新し、本年9月末現在においては約42万件であり、昨年同時期の約45万9,000件と比べまして約3万9,000件減少しております、割合で見ますと8.5%の減少と、数値面での治安の改善が継続しております。

治安改善の要因としましては、官民一体となった犯罪抑止対策の推進や防犯機器の普及などが考えられ、この中には、防犯機器や防犯設備の設計、施工及び維持管理といった、防犯設備士の皆様方の日々の活動が大きく寄与してきたものと考えております。

一方、女性や子供が被害に遭う痛ましい犯罪や、高齢者を狙った特殊詐欺など、国民の平穏な生活を脅かす犯罪は、依然として発生しております。

国民の皆様の身近で発生する犯罪を未然に防ぐためには、やはり行政をはじめ関係機関や住民団体、事業者等が相互に連携して、防犯環境の整備を始めた安全安心まちづくりの推進など、様々な防犯の取組を引き続き推進していく必要があります。

中でも、防犯設備士の皆様に関わりの深い防犯カメラにつきましては、犯罪の予防や事件の速やかな解決に有効な防犯機器であり、現在、地方公共団体や地域の自治会、民間事業者など様々な主体により設置がなされており、その有用性についても広く社会に認知されているところです。

今後も防犯カメラの設置台数が増えることが予想



されますが、皆様ご存じの通り、防犯カメラが適切な場所に適切な撮影方法で設置されることや機能的に優良であることはもちろん、設置した後もデータや機器が適切に管理されることが不可欠です。

防犯カメラの効果やプライバシーなどに対して、適切な設置、管理といった配慮がなされなければ、防犯カメラの有用性が損なわれることとなってしまいます。

日本防犯設備協会におかれましては、効果的な防犯カメラシステムが構築されるよう、防犯カメラシステムガイドを作成されており、防犯設備士の皆様方により、当ガイドに沿って防犯カメラの設置が進められていることと思います。

防犯設備士の皆様方には、今後も引き続き専門的な知識を生かした取組により、防犯カメラの有用性を確保し、地域や国民のニーズに応じて適切かつ効果的に防犯カメラの設置が推進されますよう、お願い申し上げます。

また、安全で安心なまちづくりを推進するためには、街や建物・施設の構造等を犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策と、地域の住民や事業者による防犯パトロール、防犯に関する広報啓発といったソフト面の対策を効果的に組み合わせて実施することが重要であります。

皆様方におかれましても、御見識の深いハード面の対策を推進していただくとともに、地域住民等による自主防犯活動を支援するなど、ソフト面の対策についても、御協力いただければ幸いです。

おわりに、全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の益々の御発展と、本日御出席の皆様方の御多幸と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

## 来賓のご挨拶

愛知県警察本部生活安全部長 岸本 一也 様

愛知県警察本部生活安全部長の岸本でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

第16回都道府県防犯設備士協会全国大会が愛知県で開催となり、こうして挨拶の機会を与えていただき、誠に光栄でございます。

平素から、各都道府県警察に対し、警察行政各般にわたり、皆様の厚いご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

せっかくの機会ですので、少しばかり当県の取組についてお話しさせていただきます。

当県における住宅対象侵入盗の認知件数は、令和元年に全国ワースト1位を返上し、以降も減少傾向が続いております。

しかしながら、被害金額は10月末現在で約13億円と高水準で推移しており、当県が全国ワースト1位という現状にあり、ワースト2位の県と比べて大きな差が開いています。

その背景として、組織窃盗グループの暗躍があり、逮捕しても新たな組織が現れ、情報屋を通じて住宅に関する様々な情報を仕入れては、いわゆる、富裕層や高額所得者の住宅をピンポイントで狙う犯罪が非常に多く発生しています。

こうした事態を踏まえ、刑事部と生活安全部が協同して各対策を推進しておりますが、さらなる対策としまして、本年4月から「まちの防犯診断」と銘打ち、地域の防犯活動を促進しています。

地域の方々、行政、警察、そして防犯設備士の皆様で地域を巡回し、周囲の状況から、防犯カメラや防犯灯が有効に機能する設置場所を選定するなど、防犯に関する診断を行いました。

物事を点で捉えるのではなく、大きな面として捉え、防犯をより広い視点で考えていくと取り組んでおります。

この取組は、地域の方々や行政機関の防犯意識をより高めていただくという狙いで始めました。



そのためには、やはり豊富な知識と経験を持ち合わせている防犯設備士の皆様に参加していただき、改善点を指摘していただく必要があります。

開始以降、すでに多くの地区で防犯診断を行っており、県全体の防犯意識は以前にも増して高まっています。

当県警では、この取組を各警察署が管内の一地域で実施してきましたが、現在ではそれに留まらず、他の地域から複数の依頼があるなど、防犯意識の輪が広がっているという非常にいい効果が表れております。

こうした取組を今後も継続し、より一層防犯意識を高め、犯罪抑止につなげていければと考えております。

今、この場には、全国で様々な防犯に取り組まれている方々がお集まりかと思います。

せっかくの機会ですので、皆様で情報を共有していただき、懇親を深め、日本全国の安全安心なまちづくりにより一層貢献されることを祈念いたしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

# 第一部 本會議

## 1. 報告事項

下記4項目に関して報告された。

## ①防犯設備士養成講習・資格認定試験の状況

IT化への移行後の講習・試験の状況、防犯設備士受験者増の対策について事務局から報告した。

## ②防犯設備士資格の更新講習方式導入の2021年度試行状況

地域協会で実施する更新講習の実施状況、更新講習実施準備の経緯、防犯設備士の連絡先情報提供について事務局から報告した。また、更新講習を実施したNPO法人大阪府防犯設備協会、NPO法人兵庫防犯設備協会から補足の説明があった。



### 伊藤制度事業担当部長

●NPO法人大阪府防犯設備協会

準備に際しては協会一丸となって内容を検討し、勧誘活動を休日返上して行った。

更新講習の対象者が会場へ来てもうたためのメリットをどのように伝えられるかが重要である。新しい情報、知識が得られること、交流が図れることの内容を検討した。

対象者へのアンケートを参考にして最近のトレンドを取り入れたセミナー及び機器展示会を開催した。60名の目標に対して70名の参加があった。更新講習を実施することは地域協会の防犯活動の活性化にもつながると考える。



理事長 平野 富義様

●NPO法人兵庫防犯設備協会

更新講習の参加者は17名であった。地域協会が主催したセミナーを撮影してYouTubeへの掲載も行った。



専務理事 島田 清様

### ③防犯優良住宅認定事業について

防犯優良住宅認定制度分科会の設置、事業環境の変化と現状分析、申請・認定件数の状況、警察との連携状況、ハウスメーカーの状況共有、課題への対策・普及促進策について事務局から報告した。



均田公制度事業担当部長

#### ④日本防犯設備協会助成金交付事業について

2021年度助成金交付事業の内容及び実績、2022年度のスケジュール（予定）について事務局から報告した。



高橋事務局長

## 2. 報告事項に関する質疑応答

以上の報告の後、質問等を含め意見交換が行われた。

### ●Q1

防犯設備士の受験者増の施策の中で今年から始まった学割の一般価格の半額対応について日防設の会員企業にも対応しても良かったのではないか。また、受験者の割引について地域協会の会員は3万円をきる価格の特典をあたえてほしい。

### ◆A1

防犯設備士の受験収入が協会の約50%を占めており、受験者数の伸び悩みの状況なので会員の方は会員価格である38,500円で引き続きお願ひしたい。

### ●Q2

助成金交付事業について各地域協会へ交付した金額を教えてほしい。

### ◆A2

申請された事業内容、経費等の試算がそれぞれ異なるので金額についての公表はしない。事業の概要にて報告した1件あたり上限30万円かつ助成対象経費の80%以内とする。

### ●Q3

防犯設備士養成講習・資格認定試験のIT化は開始したが、更新講習のオンライン化は考えていないのか。

### ◆A3

更新講習オンライン化は考えていない。更新講習については先ほど試行の報告があったが、対面で実施をしてメリットを生かしていく考え方である。それからオンライン化したときの収支が厳しいとみている。

### ●Q4

更新講習は来年度から本格的に開始するのか。

### ◆A4

来年度は更新講習を実施する地域を拡大し、再度試行として開催を考えていきたい。どの地域で実施するのかはこれから検討する。

### ●Q5

防犯設備士3万人の内1万5千人以上が関東地区に所在しているので更新講習を年に1度は関東地区で開催してほしい。

### ◆A5

検討する。

### ●Q6

警察庁に伺いますが、防犯設備士、総合防犯設備士について警察学校で講義等されておりますでしょうか。

### ◆A6

防犯設備士に特化した形ではないが、防犯専科の課程の中で防犯設備士の内容を説明している。

### ●Q7

防犯設備士受験者増の対策についてわれわれ地域協会も地域での資格者を増やしていくかないと会員入会も難しいと考えている。その中で、防犯優良アパートについて建築士会と連携して活動している。建築士会の中にも防犯設備士に興味を持っている方がいるのでその連合会が東京にあるので働きかけをお願いしたい。

### ◆A7

了解した。

### ●Q8

防犯優良住宅認定制度分科会に参加している。課題としてはこの制度の認知度が低い。制度に対するメリットがないことが上げられる。本日の資料にあるグリーン住宅ポイント制度、IoT住宅などの興味深い内容が掲載されている。警察庁の方にお願いするが、今後この内容の中に防犯設備も加えてほしい。

### ◆A8

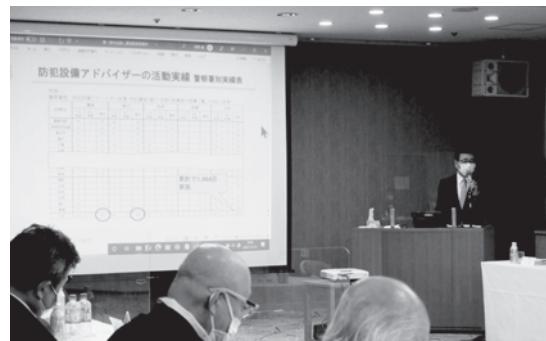
現状の確認をしながら省庁に関連している事もあるのでそのことも含めて判断していただきたい。

### 3. 協会の紹介と活動トピックス

全国の協会を代表して以下の3協会より報告があった。

#### ①愛知県セルフガード協会 事務局長補佐 和田 茂男様

愛知県セルフガード協会の活動内容として組織の概要、「まちの防犯診断」事例について報告があった。



#### ②富山県防犯設備協会 事務局長 高嶋 郁様

富山県防犯設備協会の組織の概要、県内における犯罪情勢、「子供の安全確保と地域防犯力の強化」に関する有識者会議の参画及び防犯上の指針の改定等、協会の地域防犯活動の取組について報告があった。



#### ③NPO法人 三重県防犯設備協会 理事 松林 秀典様

三重県防犯設備協会の組織の概要、防犯優良戸建住宅認定制度の取組について報告があった。



## 第二部講演

# 「個人情報保護制度の最近の動向について」

個人情報保護委員会事務局 企画官 矢田 晴之 氏

第一部本会議に続き、個人情報保護委員会事務局企画官の矢田晴之様より「個人情報保護制度の最近の動向について」と題し、第二部の講演が行われました。

### 【講演概要】

現行の個人情報保護法の概要に加え、令和2年改正法および令和3年改正法の概要につきお話をいただきました。

### 1. はじめに

#### ○個人情報保護委員会の紹介

個人情報保護法に基づき2016年に設立され、民間業者による個人情報の取扱いおよび官民の機関によるマイナンバーの取扱いに関する監視・監督業務等を担っています。

#### ○個人情報保護法制度の体系（現行）

個人情報保護法制度は、憲法における個人の尊重等に関係します。現行法では、民間分野については個人情報保護法、公的分野については対象の機関により行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法または個人情報保護条例が適用されています。

#### ○個人情報保護法の改正経緯

2003年に個人情報保護法が成立し、その後、情報通信技術の発展により制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が活発になり、2015年に改正し、2017年から現行法が施行されました。

当該改正では3年ごとの見直し規定が盛り込まれ、これに基づき2020年に法改正しました（令和2年改正法）。

また3年ごとの見直し規定とは別に、個人情報保護制度の官民一元化を目的として、法の一本化の改正を2021年に行いました（令和3年改正法）。

### 2. 個人情報保護法（現行法）の概要

#### ○個人情報保護法の法目的

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律で、個人情報の保護のみに偏った法目的という訳ではないことをご理解いただければと思います。個人情報の適正な取扱いに関し、事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。個人情報の有用性の中には、防犯目的での利用というのも当然入ることになります。



#### ○基本用語の定義

個人情報保護法上の「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものです。防犯カメラ画像に関しては、近年、画像の解像度が上がっていることから、「個人情報」の定義に該当することが見込まれます。

もうひとつ「個人識別符号」とは、身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号で、所謂生体認証に用いる顔認識データなどが該当し、この情報単体でも「個人情報」として取り扱う必要があります。

「個人情報」をデータベース化すると法律上「個人データ」のカテゴリーに入り、さらに当該「個人データ」に関して事業者が開示等の権限がある場合は「保有個人データ」のカテゴリーに入り、それぞれ追加の法の規定がかかります。

「個人情報」が一番広い概念で、それをデータベース化したものが「個人データ」、その中でさらに開示等の権限を事業者が持っているデータを「保有個人データ」といい、それぞれが包含関係にあります。

#### ○事業者が守るべき4つのルール

それぞれのカテゴリーにどのような法の規定がかかるかについて示します。主に4つあります。

- ①取得・利用
- ②保管・管理
- ③提供
- ④開示請求等への対応

一番広い「個人情報」には個人情報の①取得・利用における義務がかかります。

データベース化した「個人データ」には①取得・利用の義務に加え、②保管・管理に関する義務、そ

して第三者への③提供に関する義務がかかります。

さらに「保有個人データ」に関しては、以上に加え、④開示請求等への対応の義務がかかります。

#### ①取得・利用

利用目的を特定して利用する、不正の手段等によって取得しない、利用目的の変更時に通知又は公表する、といったことが求められます。

従来の録画型の防犯カメラに関する利用目的は防犯のためであることが一般に明らかであるため、例外として利用目的の通知又は公表は不要のカテゴリーに入ります。ただし、従来の録画型の防犯カメラではなく、昨今の顔識別・顔認識機能を搭載した防犯カメラに関しては、一般の方からすると、それらが高度な機能を備えたカメラであるということが通常は予測・想定しがたいのではないかと我々は考えております。加えて、そういう顔識別のカメラの利用方法としては、防犯目的だけでなく、商用目的としても流通していると認識しております。したがって、顔識別機能搭載カメラを防犯目的で用いる場合は、防犯のためにカメラ画像及び顔認証技術を用いた顔認証データの取扱いが行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定しそれを通知公表いただく必要があると考えております。

このような内容を今年の9月に改正した個人情報保護法のQ & Aの1-12のなかで掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

このほか、取得しようとする個人情報が「要配慮個人情報」である場合は、取得の場面において本人の同意が必要となります。

#### ②保管・管理

保管に当たっては漏えい等が起こらないように安全に管理をし、そして従業者・委託先に対して適切に監視・監督をしていくことが法の中では求められています。

#### ③提供

原則、第三者提供などでは本人同意をとることが求められます。また第三者提供する際には、第三者提供した旨、いつ・誰の・どんな情報を・誰に提供したか・誰から取得したかの情報を記録いただきます。

なお一定の例外規定もあります。委託あるいは事業承継に伴って個人データが提供される場合や、特定の者との間で個人データを共同利用する場合等です。

このほか、第三者提供の応用編として、外国にある事業者に個人データを提供する場合は別途同意または別のカテゴリーの要件を満たすことが求められます。

#### ④開示請求等への対応

本人から開示等の請求があった場合は、これに対応することが求められます。一定の例外規定もあり

ますが、該当しない場合は開示を行います。

### 3. 令和2年改正法

#### ○3年ごと見直しに当たっての「5つの視点」

個人の権利利益の保護が比較的に大きな視点でした。個人情報の有用性とバランスを取りながら個人の権利利益を保護する法律ですが、個人の権利利益に関する人々の意識の高まりや個人の権利を侵害する具体的な事例があった状況の中で、個人の権利利益を保護するための制度改正が行われたところがあります。

次に技術革新の成果による保護と活用の強化の視点ですが、5つ目のAI・ビッグデータ時代への対応の視点とも関連しており、データ社会とそれに絡む技術革新に適用する法律として、利活用の関係を整備するとともに事業者にしっかりと説明責任を果たしていただく観点での改正なども行いました。

3つ目の国際的な制度調和・連携の視点では、足下では特にヨーロッパのGDPRから派生する形でグローバルに個人情報保護制度が広まっていますが、そういう流れにも配慮した整備をしています。

また、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応の視点ですが、個人データの越境流通への心配を払拭し、いかに個人の権利利益を守るかとの背景によるものです。

#### ○令和2年改正法の概要

##### ・個人の権利の在り方（個人の権利強化）

##### ①利用停止・消去等の個人の請求権

利用停止・消去等の個人の請求権を強化しました。現状、利用停止・消去ができるのは事業者が利用目的の外で使用した場合や不正取得の場合に限られますが、利用する必要がなくなった場合、重大な漏えい等が発生した場合、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する改正をしました。

##### ②保有個人データの開示方法

保有個人データの開示の方法について従来は原則書面によりますが、改正後は電磁的記録の提供を含め、個人にとって望ましい開示方法が指示できるようになりました。

##### ③第三者提供記録の開示

第三者提供記録の開示請求につき、これまで明確な規定がなかったのですが、本人が開示請求できるよう明文化しました。

##### ④短期保存データの開示等対象化

現行法においては、開示等請求の対象となる保有個人データは、事業者に開示等の権限がある場合に加えて、6ヶ月より長く保存しているデータであることが要件でしたが、この要件が今回の改正法の施行に伴い撤廃されて、短期に消去するデータであったとしても開示、利用停止等の対象となります。

## ・事業者の守るべき責務の在り方(透明性と説明責任)

### ①漏えい等報告等の義務化

現行法では我々委員会の告示に基づく努力義務ですが、これを法に基づく義務とします。

報告する事案には4つの類型があります。このうち、要配慮個人情報の漏えい等、財産的被害のおそれがある漏えい等及び不正の目的による恐れがある漏えい等の3類型については、件数に関わらず報告対象となるほか、この3類型に当てはまらなくても1,000件を超える漏えい等については報告対象となります。

また、個人情報保護委員会への報告とともに本人へ通知を行っていただきます。

### ②不適正な方法による利用の禁止

違法または不当な行為を助長、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないという規定を法定しました。従来は、適正に取得をしてくださいという規定はありましたが、不適正な利用はしないでくださいという利用に着目した条文がなく、これを今回規定しました。基本的には民事法上の不法行為に該当するものは個人情報保護法上も不適正な利用の項目に該当します。

## ・データ利活用に関する施策の在り方

### ①仮名加工情報の創設

イノベーションを促進する観点から、個人情報の中から氏名等を削除した仮名加工情報を創設し、第三者提供はできないが利用目的を変更してよいとする等一定の義務の緩和を行いました。

### ②個人関連情報の第三者提供規則

個人関連情報は広い概念となりますが、世間との関心との関係でいうと所謂クッキー情報が典型的なものになります。様々なサイトを閲覧している際に自動的に収集されているクッキーのような情報であり、事業者の大半はそのクッキーそのものからどの誰と紐づいているか、多くの場合は特定できない仕組みとなっています。

しかし、仮に事業者がそういう情報を第三者に提供し、その第三者においてクッキー情報と何等かの個人データを結合する場合は、提供先では当該クッキー情報も個人データとなりますので、そのようなことが想定される場合は第三者提供に当たり本人同意が得られていること等の確認が必要となります。

## ・ペナルティの在り方

### 法定刑の引き上げ等

法定刑の引き上げを行いました。従来、非常に低い法定刑でかつ法人重科が無いという法律でしたが、法定刑を引き上げつつ法人重科を加える体系としました。国外に目を向けると、多額な課徴金といった措置がとられるケースもあり、日本においても、課徴金ではありませんが法定刑を引き上げました。

## ・法の域外適用・越境移転の在り方(海外関係)

### ①域外適用の強化

外国の事業者が日本の個人に対してサービスを提供している場合は、これまで限定期的な法執行だけが可能で、具体的には指導・勧告といった強制力のない法の執行が可能でしたが、改正後は現行の権限に加え、罰則に担保された報告徴収・命令、及び命令に従わない場合の公表といった権限行使を可能にします。

### ②越境移転に係る情報提供の充実

外国の第三者に日本の事業者が個人データを越境移転する場合、本人に対して移転先の所在国の名称や当該外国における個人情報の保護に関する制度等を情報提供することを求めます。本人に自分のデータが提供されていいのかということについて判断するための材料を与えることに加え、事業者にもリスク等を判断いただくことを目的としたものです。

## ・その他

法改正にあわせて個人情報保護法ガイドラインを改正した内容の紹介です。

### ①利用目的の特定

利用目的の特定に関する運用の明確化ですが、本人が合理的に予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化することで、所謂プロファイリングへの対応等が関係してきます。

昨今、AIの利活用などデジタル化・データ社会化し、個人の側からしてみると様々な生活の場面で自身の行動履歴が収集され、それが自分が全く予測・想定できないかたちで分析され活用されることがあります。

具体的には2つの事例を示させていただいていますが、一つ目は所謂ターゲティング広告、二つ目が本人の信用スコアを算出した上での当該スコアの第三者提供です。本人が自分の情報がどのように分析され、どのように利活用されているかということがわからないままに、いわば不意打ちというかたちで個人情報が利用されるということはよくないと我々は思っており、その観点から特に個人情報を高度なかたちで分析処理するような場合、具体的にはプロファイリングみたいなものに関しては、そういうことをしますよということを本人が合理的に予測できる程度に個人情報の利用目的を特定しなければならない旨を、ガイドラインに盛り込みました。

### ②個人データの取扱いの委託

個人データの取扱いの委託について、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いを委託する場合は、本人の事前同意による第三者提供の制限が適用されません。今般Q&Aの追加により、個人データの取扱いの委託の解釈について明確化を図りました。

### ③公表事項等の充実

どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、法定公表事項として、安全管理のために講じた措置を追加しております。従来は事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申し出先等を公表事項として規定しておりましたが、改正後は安全管理のために講じた措置も公表事項に追加しております。

### ○令和2年改正法に関するスケジュール

この改正法は令和4年の4月1日に全面施行予定であり、政令・規則・ガイドライン・Q & Aに関しては既に改正版を公表したところであります。

## 4. 令和3年改正法

### ○令和3年改正法の目的

主に「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化と国際的制度調和の二つを目的としております。

### ○令和3年改正法の骨子

従来の法体系は国の行政機関・独立行政法人等・民間事業者でそれぞれ3法と、地方公共団体・地方独立行政法人等の条例に分かれておりました。改正後は3法の法律を統合・一本化するとともに、地方公共団体の機関・地方独立行政法人にも改正後の法律が直接適用されることとなります。

公的部門は法律のほか、規律も微妙に異なっており、令和3年改正法には、それらを現行の国の行政機関の規律+ $\alpha$ に統一することも盛り込まれています。

これらに加え、法人が公的部門に属するか、民間部門に属するかによって、適用される法律上の規律が異なり、同種の業務にも関わらず規律の不均衡が発生していた医療分野・学術分野においても、改正後の個人情報保護法では、民間部門の規律に移行・一本化することになりました。ただし、開示請求等に係る制度など一部については公的部門規律が適用されます。

また、学術研究分野の精緻化についても、従来は一律に法律の適用から除外されておりましたが、改正後は出来る限り個人情報保護法の規律を織り交ぜつつ、学問の自由に配慮した制度の見直しを実施しております。

以上の改正を、国の行政機関等に関しては来年の4月1日に、地方公共団体に関しては令和5年の春に施行するため、現在取り組みを進めております。

## 5. 民間自主的取組の推進

### ○民間の自主的取組の推進について

個人情報保護法には、認定個人情報保護団体制度を含め、民間事業者の自主的な対応を尊重する制度設計が織り込まれています。3年ごと見直しに係る制度改正大綱では、特にデジタル技術を活用した新たな利用分野での個人情報保護に関する問題が発生しやすく、このような分野ではビジネスモデルの変革や技術革新等も著しいことが多いため、法の規定

を補完する形で、民間主導で自主ルールを策定、運用されることが望ましく、これらの取組を更に促進していく必要があるとしています。具体的には、PIA（個人情報保護評価）の取組、個人データの取扱いに関する責任者の設置等を推奨しております。

### ○PIA（個人情報保護評価）

これは防犯カメラ、顔認証システムも含め、個人情報等の収集を伴う事業の開始や変更の際に、個人の権利利益の侵害リスクを低減・回避するために、事前に影響を評価するリスク管理手法であり、事業者による説明責任や透明性を確保するために有用です。

ヨーロッパでは、一定の分野においての情報システムに関しPIAの実施が法律上義務付けていますが、我が国では、公的分野において、特定個人情報保護影響評価の実施が法定されている他、民間においても、自社の基準に基づき自主的にPIAを実施する事業者が増加しています。しかし、まだまだ十分に普及しているとは言い難い状況にある為、当委員会ではPIAの意義と実施手順に沿った留意点をまとめた「PIAの取組の促進について」を公表し、更なる推進に力を入れています。

## 6. カメラ画像の取扱いをめぐる状況

### ○顔認証技術の取扱いに関する国際的な動向

2020年10月13日～15日に開催された第42回世界プライバシー会議において、顔認証技術について、その導入によってもたらされる便益と、権利侵害の可能性等を踏まえた議論が行われました。その中で、データ保護及びプライバシー・バイ・デザイン、技術を使うことの必要性及び目的と手段との比例性、透明性及び説明責任、公正性、倫理的アプローチといった原則の重要性が再確認されています。

### 【最後に】

今後も、技術革新の動向やその技術の社会的意義に配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、法の正しい理解の促進を図っていきたいと考えております。

